

町内会やNPO、ボランティア活動を幅広くサポートします！

郡山市まちづくり活動保険

まちづくり活動保険とは

1. 郡山市が独自に導入している保険です。
2. **市民公益活動中の傷害事故**や**他人に対する賠償責任事故を補償**するものです。
3. **事前申込は不要**ですが、該当するかどうか事前に確認をお願いします。
4. 市民の皆さんの**費用負担はありません**。



市民公益活動とは？……市民の皆さんが自発的に行う公益性のある活動です。

補償対象となる活動

自発的に行う、下表の活動などが対象になります。

町内会活動やボランティア活動、NPO 活動					市が主催・共催する事業の市民公益活動
環境保全活動	生涯学習活動	防火・防災活動	交通安全防犯活動	青少年健全育成活動	
清掃活動 環境美化活動 リサイクル活動	運動会、球技大会 文化活動（祭りの役員など）	防災訓練 啓発広報活動	交通安全パトロール 防犯啓発活動	地域巡回活動 子どもの見守り 児童福祉向上のための活動	運営ボランティア

補償対象とならない活動・事故

- 政治や宗教又は営利を目的とする活動
- 有償で行われる活動（交通費などの実費支給は無償とみなします。）
- 懇親、趣味等を目的とした活動
- 自己の故意による事故 など

（詳しい補償内容は、裏面をお読みください。）

補償内容

傷害事故補償

市民公益活動主催者や参加者等が、**活動中の事故により死亡または負傷した場合**に、次の補償金が支払われます。

区 分	補 償 金
死亡補償	200 万円
後遺障害補償	8 万円～200 万円（後遺障害の程度に応じた金額）
入院補償	日額 3,000 円に入院日数（180 日限度）を乗じて得た金額
手術補償	手術の種類に応じた金額
通院補償	日額 2,000 円に通院日数（90 日限度）を乗じて得た金額

賠償責任事故補償

市民公益活動主催者等が活動中に他人の生命・身体・財物に損害を与え、**法律上の賠償責任を負った場合**、次の補償金が支払われます。

区 分	補 償 金（上限）	免責額（自己負担額）
対人賠償	1 名につき 5,000 万円	1,000 円
	1 事故につき 1 億円	
対物賠償	1 事故につき 1,000 万円	
保管物賠償	1 事故につき 300 万円	

事故が発生した場合

事故が発生した場合、事故の状況（時間・場所・現場写真など）を記録するとともに、速やかに、下記へご連絡ください。

※ **事故発生から 30 日以内に事故報告がない場合は、この制度が適用されないことがあります。**

お問合せ先

郡山市 市民部 市民・NPO 活動推進課

住所：〒963-8601 郡山市朝日一丁目 23-7（西庁舎 3 階）

TEL：024-924-3471 / FAX：024-931-5186

メール：shiminnpokatudou@city.koriyama.lg.jp



お気軽に
相談して
ください！